

## 入札参加資格者の遵守事項について

東松山市発注の入札及び契約の履行に当たっては、下記の事項を遵守してください。また、これらに従事する者の雇用の安定と就労の促進を図り、市が支払う対価が受注した工事等の関係者に公正に配分されるよう努めてください。

入札参加資格者が、下記の事項を遵守しないなど、受注者として不適当であると認められるときは、指名業者として選定することを制限することがあります。

### 記

#### 1 関係法令の遵守について

- (1) 入札参加者は、関係法令を遵守するとともに東松山市契約規則、建設工事請負契約約款、委託契約約款、図面、仕様書、東松山市建設工事等入札参加者心得、入札公告及び指名通知の記載事項並びに現場を熟知の上、入札しなければならない。
- (2) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 建設業法第22条（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第14条が適用されることに留意）に規定する一括下請行為又は各契約約款に規定する再委託等に抵触する行為を行ってはならない。
- (4) 事業協同組合等にあつては、中小企業等協同組合法等関係法令を遵守しなければならない。
- (5) 建設産業における所定労働時間については、労働基準法に基づき、すべての事業場で週40時間制に全面的に移行しており、工事の施工に当たっては、建設現場の就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減するなど、所定労働時間の週40時間制への円滑な移行に努めなければならない。
- (6) 市発注の建設工事は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）に基づく埼玉県の単価表等により積算している。この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについて配慮するよう努めること。
- (7) 市発注の建設工事に係る調査、設計、測量等の業務は、国土交通省が公共工事の設計業務委託等の積算に用いるための設計業務委託等技術者単価に基づく埼玉県の単価表等により積算している。この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについて配慮するよう努めること。

#### 2 下請負人について

- (1) 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、建設産業における生産システム合理化指針を遵守し、下請負人の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、

下請における雇用管理等への指導を行い元請・下請関係の合理化に努めなければならない。

- (2) 市は市内業者の活用・育成に努めており、下請負人を選定する場合はできるだけ市内業者を選定するよう努めなければならない。
- (3) 下請負を使用する際は、一括下請負にならないよう十分注意するとともに、元請業者として、下請工事を含めた工事全体の施工に実質的に関与し、適正な工事の施工に努めること。また、「実質的に関与」とは、単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当せず、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれない場合には、「実質的に関与」しているとはいえないので注意すること。
- (4) 下請負人との契約は、下請契約書等の書面をもって締結することとし、下請代金の設定等について元請と下請が対等の立場で協議し、決定した上で契約を行うこと。また、下請契約を締結したときは、下請負人通知書に下請負人との建設業法に基づく必要事項を記載した契約書等の写しを添えて工事担当課に提出しなければならない。これは、二次下請以降についても同様とする。
- (5) 下請代金の支払については、建設業法を遵守し、適正に行うこと。

### 3 施工体制台帳の写しの提出について

下請負契約を締結するときは、その金額にかかわらず、工事担当課に建設業法第24条の7第1項に基づく施工体制台帳の写しを提出しなければならない。併せて、施工体制台帳を工事現場に備え置くほか、施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示すること。なお、下請負人に関する事項は、二次下請以降についてもすべて記載するものとする。

### 4 建設資材納入業者との契約について

建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保するよう努めなければならない。

### 5 労働災害の防止について

建設労働者の確保並びにこれら労働者の健康の保持、福利厚生、適正な賃金の支払など労働条件の改善に留意し、また、労働災害の防止には、元請、下請が一体となって仕様書等に定めるところにより特段の注意を払うものとする。

### 6 ダンプカー等大型車両による過積載の防止について

ダンプカー等大型車両により工事資材、土砂等の運搬を行うに当たっては、過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると思われる資材納入業者から、資材の納入を受けないなどの必要な措置を行うよう努めなければならない。また、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 工事の施工に当たって、工事現場に過積載車両の出入りをさせないこと。
- (2) 工事の施工に当たって、違法改造車両等（さし枠車両等）及び目的外使用車（産業廃棄物運搬車等）による土砂等の運搬を行わせないこと。

- (3) 下請業者並びに資材納入者との契約に当たっては、公正な取引の確保に努め、その利益を不当に害し、過積載を誘発するような契約を締結しないこと。
- (4) 土砂等の運搬にあたり、ダンプカー等大型車両を使用するときは、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等への加入者の使用を促進するなどの配慮をすること。
- (5) 下請業者並びに資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者を使用しないこと。
- (6) 下請業者並びに資材納入業者を指導啓発すること。

## 7 ディーゼル車規制に適合した車両の使用について

使用する又は使用させる車両（資材・機材等の搬出入車両を含む）のうち、ディーゼル自動車においては、埼玉県粒子状物質排出基準を満たさない車両を運行しないこと。

## 8 不正軽油使用の禁止について

使用する又は使用させる車両（資材・機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、地方税法及び埼玉県生活環境保全条例に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。また、県による使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなどの協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。

## 9 建設業退職金共済証紙購入について

建設業退職金共済制度は、短期間に複数の事業主の間を移動しながら働く建設労働者のための退職金制度です。これら建設労働者の福祉の増進及び雇用の安定を図り、この制度の履行を確保するため、工事請負契約締結後、建設業退職金共済証紙購入状況を報告すること。

＜共済証紙購入状況の確認方法＞

- (1) 1件当たりの契約金額が130万円を超える請負契約を受注した建設業者は、建設業退職金共済制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書（以下「報告書」という。）を工事担当課に提出し、確認を受けるものとする。
- (2) 工事の一部を下請業者に施工させ、当該下請業者が共済証紙を購入した場合には、その収納書も同時に貼付け確認を受けるものとする。

＜報告書の提出時期＞

- (1) 報告書は、工事請負契約締結後1か月以内に提出するものとする。
- (2) 工事契約当初は工場製作の段階であるため建設業退職金共済制度の対象労働者を雇用しないこと等、期限内に報告書を提出できない場合には、その理由及び共済証紙の購入予定時期を建設業退職金共済証紙購入状況報告書の遅滞理由申出書（以下「遅滞理由申出書」という。）により提出するものとする。

- (3) 遅滞理由申出書の提出又は請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る報告書を工事完成時まで提出するものとする。
- (4) 遅滞理由申出書の提出又は請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により提出するものとする。

＜共済証紙の購入額＞

- (1) 共済証紙については、建設現場ごとの対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入すれば十分であることに留意するものとする。
- (2) 共済証紙購入額の的確な把握が困難な場合は、勤労者退職金共済機構の定めた「共済証紙購入の考え方について」を参考とし、購入額を算定するものとする。

＜下請業者に対する対応について＞

- (1) 下請業者に対し共済証紙を現物交付し又は掛金相当額を下請代金へ算入するものとする。
- (2) 下請業者の建設業退職金共済制度への加入及び共済証紙の購入、貼付の促進に努めるものとする。
- (3) 下請業者の規模が小さく、建設業退職金共済制度に関する事務処理能力が十分でない場合は、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めるものとする。

＜その他＞

- (1) 工事に従事する労働者については、賃金を支払う都度、雇用日数に応じた共済証紙を共済手帳に貼付するものとする。また、労働者の便宜を図るため、工事現場事務所での貼付に努めるものとする。
- (2) 共済証紙の受払いを明確にするために、共済証紙受払簿及び共済手帳受払簿を備えるものとする。
- (3) 共同企業体（JV）で工事を請け負った場合の共済証紙の購入は、原則として各構成員の事業所がそれぞれの工事分担比率に応じて共済証紙を購入するものとする。
- (4) 現場事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所に「この工事の元請事業主は建退共に加入しています」の標識（シール）を掲示するものとする。
- (5) その他、建設業退職金共済証紙購入状況報告書作成上の注意を確認し提出するものとする。

## 10 技術者の適正な配置について

＜現場代理人＞

- (1) 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、請負人の代理人として工事現場に常駐し、その運営、取締まりなど工事の施工に関する一切の事項（請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領等を除く）を処理するものとする。
- (2) 前項でいう「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するため、原則として現場代理人は他の工事と掛持ちをしてはならない。

＜主任技術者＞

- (1) 1件の請負金額が4,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上の建設工事を

施工するに当たっては、工事現場ごとに原則として専任の主任技術者を配置しなければならない。

- (2) 元請負者が工事現場ごとに配置しなければならない主任技術者のうち、特定建設業者が請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて監理技術者資格証の交付を受けた専任の監理技術者を配置しなければならない。なお、当該監理技術者は、工事に従事しているときは、常時資格者証を携帯し、発注者から請求があったときは、資格者証を提示しなければならない。

## 11 コリンズへの登録について

受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報を登録しなければならない。

## 12 経営事項審査の義務化について

建設業法の規定により、一定の公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務付けられている。決算期ごとに必ず経営事項審査を受け、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書を契約検査課に遅滞なく提出しなければならない。

## 13 建設リサイクル法について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象工事については、同法第13条の規定に基づく書面等を監督員の確認を受けた上、契約検査課に提出しなければならない。

## 14 暴力団等からの不当要求及び妨害の排除

契約の履行に当たり、東松山市の契約に係る暴力団排除措置要綱に規定する暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届けること。また、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求及び妨害の排除対策を講じること。

## 15 その他

- (1) 市税、法人税及び消費税等の滞納を生じないようにすること。
- (2) 市が環境配慮に取り組んでいることを踏まえ、工事の施工等に当たっては、環境に配慮するよう努めること。
- (3) 契約の適正な履行確保のため、東松山市工事監督要綱及び東松山市建設事業委託監督要綱に定める必要書類については、遅滞することなく工事担当課に提出するよう努めること。